

【育成医療】

申請窓口が市町村へ変わります！

- 島根県健康福祉部健康推進課 -

島根県が実施していた「育成医療」は、法律改正（障害者総合支援法）により、平成 25 年 4 月 1 日から市町村が実施することとなります。

そのため、平成 25 年 4 月 1 日以降はお住まいの市町村（住民票登録地）が申請窓口になりますので、ご注意ください。

★平成 25 年 3 月 31 日までに 4 月以降の治療について申請手続きをする場合

- ・ 3 月 31 日までの申請窓口は、島根県（保健所）になりますが、受給者証はお住まいの市町村から発行されます。

★平成 25 年 4 月 1 日以降、新規申請手続きをする場合

- ・ お住まいの市町村窓口へ申請手続きを行ってください。

★平成 25 年 4 月 1 日以降の有効期間の受給者証をお持ちの場合

- ・ 4 月 1 日以降の有効期間の受給者証は、お住まいの市町村から新たに発行されます。
(受給者番号が変わります。)

◆治療用装具の申請について◆

- ・ 治療用装具の装着日が 3 月 31 日までの場合は島根県へ、4 月以降はお住まいの市町村へ申請してください。

※受給者証に変更（住所、保険等）が発生した場合は、窓口までお知らせください。

* 育成医療とは *

身体の障がいのある児童が、障がいを軽減・改善するために行う治療・手術などの医療費の一部を公費により負担する制度で、島根県内に住所を有する 18 歳未満の児童を対象とする制度です。

対象となる障がいの種類	
①肢体不自由	⑥腎臓機能障害
②視覚障害	⑦小腸機能障害
③聴覚、平衡機能障害	⑧その他の内臓機能障害
④音声、言語、咀嚼機能障害	⑨肝臓機能障害
⑤心臓機能障害	⑩免疫機能障害

障害児療養支援制度

障害児療養支援制度の実施主体（島根県）は変更ありません。

下記の申請窓口へ手続きをしてください。

【交通費助成】島根県心身障害児（者）親の会連合会（TEL：0852-32-5976）

【滞在資金貸付】社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（TEL：0852-32-5996）

* 障害児療養支援制度とは *

育成医療の治療を行うにあたり県外医療機関に入院せざるを得ない児童を持つご家庭の経済的負担を軽減するため、「交通費助成」及び「滞在資金貸付」を行う制度です。

